

「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画」実施要綱

(趣旨)

第1条 家庭・地域・学校等が一体となった読書活動のあり方を研究することによって子どもたちの豊かな心と自ら学ぶ力を育むための「読書のまち・かわさき」事業を行う。

(目的)

第2条 子どもが夢や想像を広げ、感性や表現力を高め、自ら考え、健やかに生きる力を育むこと等、読書の意義を踏まえ、「子ども読書推進計画」に基づき川崎らしい魅力的な子どもの読書活動の推進と充実を図る。

(事業内容)

第3条 「読書のまち・かわさき」事業において、子どもの読書活動を推進するために、教育委員会は次の事業を行うものとする。

- (1) 家庭における子どもの読書活動の推進
- (2) 地域における子どもの読書活動の推進
- (3) 学校等における子どもの読書活動の推進
- (4) 啓発広報活動の推進
- (5) その他の目的達成に必要な事業

(意見聴取)

第4条 教育委員会は第3条の事業の推進に関し、「読書のまち・かわさき事業推進会議」(以下「推進会議」という。)から意見を聴取する。

(推進会議の運営等)

第5条 推進会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

(その他の事項)

第6条 この要綱によるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年9月6日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成16年6月30日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月29日から施行する。